

# 2003年日米官民会議民間出席者からの 日米両政府への報告及び提言

2003年5月29日

## 内 容

- \* 会議概要(2頁)
- \* 出席者リスト(3頁～6頁)
- \* 企業再生と金融(7頁)
- \* 医療のイノベーション(8頁～9頁)
- \* コーホレート・ガバナンス(10頁)
- \* 貿易と投資(11頁～12頁)

## 会議概要

日米官民会議は、2001年6月にブッシュ大統領と小泉首相により発表された成長のための日米経済パートナーシップの元に、両国の持続可能な成長を促進することを主要な目的として創設された。官民会議の役割は、この目的に基づき、両国政府関係者に対して、直接、民間の提言を行うことである。2003年の日米官民会議は、日米経済パートナーシップの元に行われる第二回目の合同会議で、日米の民間から16名、日米両政府から16名が出席した。(株)東芝 西室泰三会長、モルガン・スタンレー社 ロバート・スコット社長、GEジャパン社 マーク・ノーボン社長が民間の共同議長を務め、ギャリー・エドソン 米国大統領補佐官代理、藤崎一郎 日本国外務審議官が官の共同議長を務めた。2003年の日米官民会議の出席者リストを添付する。

2003年の日米官民会議で民間出席者が政策手段に関し、研究・討議した項目はとりわけ、次の4つである。

1. 人的資源・資本・その他のリソースの適正な配分及び企業再生により、日米経済の競争力と生産性を高めること。
2. 人口動態が変化する経済のもとでも、経済成長を刺激し生活水準を向上させる知識集約産業発展の為に投資やビジネス環境作り。
3. 日米両国の実践的経験に基づいたコーポレート・ガバナンスの原則とベスト・プラクティスの特定及びその実施。
4. グローバル化時代における貿易・投資環境の変化への対処。

2003年4月14日にワシントンDCにて、官民会議の民間出席者は、日米両政府の主要官庁の次官級の出席者と会合を持ち、上記項目について討議を継続し、助言と提言を行った。

民間出席者の間では、日米両経済の持続的な成長に必要なものとして、法的・制度的改革が、市場の効率的なオペレーションの為に、民間のイノベーション、投資、生産性向上促進に必要であるという広範な合意があった。この改革は、企業改革、規制緩和、及び国境を越えた貿易・投資に対する障壁の除去を促進する手段を含んでいる。同時に、民間出席者は、コーポレート・ガバナンスにおいて透明性と独立性の強化が、民間企業の健全性や説明責任における公の信頼と投資家の確保の為に必要であることに合意した。上記4つの項目に関する日米官民会議の民間出席者の正式の提言は添付の通りである。

日米官民会議のメンバーは、進展を促進し更に目的を追求する為、2003年の秋に東京で、再度会議を開催することに合意した。

**日米官民会議 日本側民間出席者**  
**Japanese Private Sector Participants**

**西室 泰三**

Taizo NISHIMURO

株式会社東芝取締役会長（議長）

Chairman of the Board, Toshiba Corporation

**奥 正之**

Masayuki OKU

株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役

Senior Managing Director,  
Sumitomo Mitsui Financial Group

**古賀 信行**

Nobuyuki KOGA

野村證券株式会社取締役社長 兼

野村ホールディングス株式会社取締役社長  
President & CEO, Nomura Securities Co., Ltd.  
President & CEO, Nomura Holdings, Inc.

**桜井 本篤**

Motoatsu SAKURAI

米国三菱商事会社社長

President & CEO, Mitsubishi International Corporation

**鈴木 幸一**

Koichi SUZUKI

株式会社インターネットイニシアティブ代表取締役社長

President & CEO, Internet Initiative Japan Inc.

**武田 國男**

Kunio TAKEDA

武田薬品工業株式会社代表取締役社長

President & CEO, Takeda Chemical Industries, Ltd.

**張 富士夫**

Fujio CHO

トヨタ自動車株式会社取締役社長

President, Toyota Motor Corporation

**安居 祥策**

Shosaku YASUI

帝人株式会社代表取締役会長

Chairman, Teijin, Ltd.

**日米官民会議 米側民間出席者**  
**U.S. Private Sector Participants**

<b>ティモシー・コリンズ</b> Timothy Collins	リップルウッド・ホールディングス社最高経営責任者 CEO, Ripplewood Holdings LLC
<b>スタンレー・フィッシャー</b> Stanley Fischer	シティグループ社副会長 兼 シティグループ・インターナショナル社取締役社長 Vice Chairman, Citigroup President, Citigroup International
<b>カレン・ケイトン</b> Karen Katen	ファイザー社上級副社長 Vice President, Pfizer Inc.
<b>エドワード・ルドウィグ</b> Edward Ludwig	ベクトン・ディッキンソン社代表取締役 兼CEO Chairman of the Board, President & CEO, Becton, Dickinson & Co
<b>マーク・ノーボン</b> Mark Norbom	GEジャパン社取締役社長 兼 CEO (共同議長) President & CEO, GE Japan Ltd
<b>マイケル・ローディング</b> Michael Rawding	マイクロソフト・アジア社取締役社長 President, Microsoft Asia Ltd
<b>T・ティモシー・ライアン</b> T. Timothy Ryan	J Pモルガン・チェイス社常務取締役 Managing Director, J.P. Morgan Chase & Co
<b>ロバート・G・スコット</b> Robert G. Scott	モルガン・スタンレー社取締役社長 兼 最高業務責任者 (共同議長) President & COO, Morgan Stanley

**日米官民会議 日本政府出席者**  
**Japanese Government Participants**

**藤崎 一郎**

Ichiro FUJISAKI

外務省外務審議官（日本側議長）

Deputy Minister for Foreign Affairs,  
Ministry of Foreign Affairs

**牛嶋 俊一郎**

Shunichiro USHIJIMA

経済財政政策担当大臣国際経済アドバイザー兼  
内閣府経済社会総合研究所次長

International Economic Adviser to the Minister of State  
for Economic and Fiscal Policy,  
Vice President, Economic and Social Research Institute,  
Cabinet Office

**細見 真**

Makoto HOSOMI

金融庁総務企画局参事官

Deputy Commissioner for International Affairs,  
Financial Services Agency

**鍋倉 眞一**

Shinichi NABEKURA

総務省総務審議官

Vice-Minister for Policy Coordination,  
Ministry of Public Management, Home Affairs, Posts and  
Telecommunications

**溝口 善兵衛**

Zembei MIZOGUCHI

財務省財務官

Vice-Minister of Finance for International Affairs,  
Ministry of Finance

**大塚 義治**

Yoshiharu OTSUKA

厚生労働省厚生労働審議官

Vice-Minister for Policy Coordination,  
Ministry of Health, Labour and Welfare

**佐野 忠克**

Tadakatsu SANO

経済産業省経済産業審議官

Vice-Minister for International Affairs,  
Ministry of Economy, Trade and Industry

**岩村 敬**

Satoshi IWAMURA

国土交通省国土交通審議官

Vice-Minister for Transport and International Affairs,  
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

**日米官民会議 米政府出席者**  
**U.S. Government Participants**

**ギャリー・Ｒ・エドソン**

Gary R. Edson

大統領補佐官代理（国際経済担当）

Deputy Assistant to the President for International Affairs and Deputy National Security Advisor

**アラン・Ｐ・ラーソン**

Alan P. Larson

国務省国務次官（経済担当）

Under Secretary for Economic, Business, and Agricultural Affairs, Department of State

**ジョン・Ｂ・テイラー**

John B. Taylor

財務省財務次官（国際担当）

Under Secretary for International Affairs, Department of the Treasury

**ウィリアム・Ｈ・ラッシュ**

William H. Lash III

商務省商務次官補（市場アクセス・遵守担当）

Assistant Secretary for Market Access and Compliance, Department of Commerce

**ジョン・ヴェルナウ**

John Veroneau

通商代表部（USTR）法務官

General Counsel  
Office of the U.S. Trade Representative

**ランダル・Ｓ・クロスナー**

Randall S. Kroszner

大統領経済諮問委員会（CEA）委員

Member of the Council of Economic Advisers

## 企業再生と金融

2002年10月の金融再生プログラムは、不良債権問題解決に向けた大きな前進である。

金融再生プログラムや特に不良債権処理に関して、政治・規制面での機運を維持することが重要である。

厳格で明確な資産査定や銀行検査に係る首尾一貫しかつ積極的なアプローチが維持されるべきである。

邦銀のリスクに見合ったリターンを確保し収益性を改善する企業行動は、認知されかつ推奨されるべきである。

産業再生機構は企業再生に有効な手段となりえる。

産業再生機構の再生対象となる企業について、企業規模、業界、企業の種類をあらかじめ定めるべきではない。

産業再生機構が不振企業の再生を早期に成功させることが重要である。

産業再生機構の決定を透明性が高く説明責任を果たせるものにする方策として、ディスクロージャーを積極的に活用する谷垣大臣の努力を支持する。

政府の各省庁や民間企業は産業再生機構の成功に向けて協力すべきである。

民間金融機関が市場原理に基づく公平な競争を行うことができるように、公的金融機関の役割を縮小すべきである。

IT産業の積極的活用やサポートによって日米両国の経済・産業の生産性および競争力を高めることが可能である。ITバブル倒壊による教訓として、新興産業の成長には、新たな技術の開発や投資家による適切な評価が重要である。

新興産業が利用できるリスク・マネーは限られている。政府、民間はこうした産業への資金配分を一層促進するよう努力すべきである。

以上

## 医療のイノベーション

日米両国政府は、特に日本で少子高齢化が進展している事実とやがて米国も直面する重要問題であることを認識するべきである。その上で、両国政府は、健康で、アクティブで、生産的な高齢化社会を実現するため、あらゆる手段を講じるべきである。そのために、日本政府は、高齢者、外国人、女性を労働力として活用する施策を緊急に実行する必要がある。

「健康な高齢化社会」を実現するために、治療効果が高く、病院滞在日数を減らし、医療費削減を可能にする新製品・新治療法の開発が必須である。医療産業は、経済成長の原動力としてだけでなく、高付加価値の職業を生み出し、経済成長を確実なものとするなど、経済全体への波及効果が確実に期待できる産業である。

日米両国政府は、バイオテクノロジーが21世紀の産業横断的な基盤科学となり得る点に鑑み、その基礎科学研究を強力に推進すべきである。国民の教育水準が高く、天然資源が少ない日本にとって、知識集約型の高付加価値産業の振興は極めて重要である。従って、我々は、日本政府に、現在、厚生労働省が取り組んでいる「医薬品産業ビジョン」(イノベーション促進のための集中期間:5ヶ年のアクションプラン)を、可能な限り前倒して実施する努力を要望する。現在の日本にはプライベート・ベンチャー・キャピタルの活躍が重要であるが、本アクションプランは、彼らにとって魅力的なものである。

医療保険制度、償還制度、行政政策は、患者の医療および新医療技術へのアクセスに影響を与える。従って、我々は、政府方針の決定に際しては、以下の原則を

ふまえることを強く求める。

- (1) 政府の改革は以下を保証すること
  - I. 実効性のある官民の研究協力
  - II. イノベーションが評価される透明性の高い薬価制度
  - III. 新薬審査体制の充実
  - IV. 外国人医師・研究者の受入れ制限の緩和
- (2) 臨床試験環境の整備
- (3) 新規医療器具のグローバルな認証体制の構築
- (4) 市場拡大に伴う薬価再算定等、成功した医薬品にペナルティを与えるような施策の排除
- (5) 特許が存在するすべての期間にわたりグローバルな競争を可能にしうる価格制度
- (6) コスト削減を可能にする治療法への認識(病院・開業医を訪問することなく検査結果を迅速に自宅に配送する在宅検査等)

## (7)日本の R&D 投資を促進する税制改革

日本では、概して、知的財産権は十分に保護されているが、臨床試験中あるいは新薬の審査中で得られたデータに対して、適正なデータ保護をどの程度の期間与

えるかを、更に検討する必要がある。我々は、両国政府が協力し合い、違法な製品の問題に対応することも含めた強力な知的財産保護を、世界的規模でハーモナイズしていくことを提案する。

我々は、米国で、依然として多くの人々が医療保険に加入できない事態を憂慮している。米国政府には本事態を改善すべく緊急の努力が求められている。同時に、米国では、医療過誤による保険金の支払いが年々増加しつつあり、これが医療保険の保険料を押し上げている事態を指摘したい。本問題は医療を超えて、あらゆる産業に影響を与えつつある。

日本政府は、患者さんに提供される医療の質を維持、向上する必要がある。医療制度は、効率性、高い質、患者の選択、予防治療に立脚すべきである。医療制度を適切に管理し運営するために、我々は以下の原則を採用することを強く

求める。「医療情報公開による透明性の確保」「医療の標準化」「健康管理・疾病予防活動の拡充」「間接税の導入」「混合診療による医療費適正化と選択肢の拡大」。新しい DPC システム (Diagnosis Procedure Combination) で紹介されている幅広い支払い単位は、病院の効率を上げるために有用と考えられる。しかし、高い治療の質を確保するためには、DPC だけではなく、治療ガイドラインや医療の質測定システムの設定が必要である。

以上

## コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスとは、企業のすべてのステークホルダーの期待に応えるための、企業の意思決定におけるアカウントビリティ(説明責任)、透明性、独立性に関することである。この一年で、日米両国において、法的にも実務的にも、コーポレート・ガバナンス強化に向けての相当な進展が見られた。例えば、米国におけるサーベンス・オクスレー法の制定とそれに関連する証券取引所の規則であり、日本における監査役制度の強化およびコーポレート・ガバナンスに係る新しい委員会制度導入のための商法改正である。さらに、日米の多くの企業で、こうした法の要請を超えた様々な社内的取り組みがなされている。

グローバル化の進展とともに、コーポレート・ガバナンスのスタンダードが収斂していく傾向は続くだろう。企業の意思決定のアカウントビリティ、透明性、独立性について必要とされるクオリティを備えたコーポレート・ガバナンスのモデルは、基本的に多数存在する。日米両国の歴史、文化、法的枠組みの違いを反映して、今後とも日米で異なるアプローチが採られることは可能である。ただし、それらは一定のスタンダードを満たさなければならない。この点に関し、独立の取締役、アドバイザー、監査役を活用することは、目的を達成する上で非常に重要であり、強く推奨されるべきものである。もっとも、その役割と人数については、国によって、また同じ国でも企業によって、変わり得る。

社内および社外の監査役ならびに社内および社外の取締役の役割をいかに最適に組み合わせるか、それによってステークホルダーに対する説明責任と企業のビジネスに関する深い理解の両方をいかに確保するかが、日米の企業にとっての課題である。両国の企業とも、文化的、法的な違いにかかわらず、この分野でのベスト・プラクティスを引き続き提示し合うことによって、お互いに得るものがあるだろう。

一方、政府の役割は、コーポレート・ガバナンスの強化に向けての企業の様々な取り組みをサポートし、促進するような、実務的かつ効率的な法的枠組みを提供することである。

コーポレート・ガバナンスの強化は、企業経営に対する世間および投資家の信頼を高めることにつながり、もって企業変革を促進し、企業の資金調達の源泉である資本市場を活性化することによって、持続的な成長に資することができる。

以上

## 貿易と投資

### 貿易自由化

日米両国政府は、WTOドーハ開発アジェンダの時宜を得た妥結と、柔軟な地域或いは二国間貿易協定の活用とを通じて、貿易自由化の促進を積極的に支持すべきである。さらに両国政府は以下の項目に取り組むべきである。

行き詰っているWTO農業交渉の打開に向けた努力を再開する。

貿易体制を構成するルールについては、先進国の産業に於ける必要性や、途上国の産業に於ける適当な移行の必要性に配慮した上で、共通の利益に向かって努力する先進国・途上国双方の利益を考慮に入れる。

電子商取引が貿易促進における触媒的機能を果たすことを認識した上で、電子政府サービスの模範的な利用者と供給者となるように努め、オンライン及びオフライン環境下での知的財産権、プライバシー、セキュリティの保護を尊重する。

他国の政府がWTO政府調達協定に参加するか、公共部門におけるモノ・サービスの調達に際し内国民待遇を推進するよう積極的に強く働きかける。

### 中国における貿易・投資

日米両国政府は、中国政府がWTO加盟に伴う貿易・投資の自由化義務を履行するように、技術支援を初めとしたキャパシティビルディングを支援すべきである。その為に、日米官民は連携を深め協力すべきである。我々は、両国政府に次のことを提言する。

日米官民に加え、可能であれば貿易自由化に向け努力をしている中国官民も参加した「3極対話」を創設するように努める。

3-4ヶ月内に、中国のWTO加盟義務の履行の進展と遵守状況を当会議に報告する。秋の会議では、我々は中国でのビジネス遂行における市場アクセスやその他問題に関する将来的関心事項を提示する。

## 外国直接投資 (FDI)

対日直接投資の水準が他の工業国に比べ非常に低いこと、及び、将来の FDI が日本経済の再活性化に重要な役割を果たすことを認識した上で、我々是对日投資促進民間フォーラム (IJF) の提言を支持し、日本政府に対し IJF の提言を反映した諸政策を実施するよう勧奨する。加えて、我々は両国政府に対し、その実施状況を評価する為、3-4 ヶ月以内に中間会合を開催することを提案する。更に FDI を促進する為、我々は日本政府に以下を提言する。

FDI 促進の為の計画と行動に責任を持つ閣僚レベルのポストを創設する。

日本でビジネスを行うに際し、外国人投資家やその投資の動機に対する懸念から形成される目に見えない障害を取り除くことを最優先に位置づける。

以上